

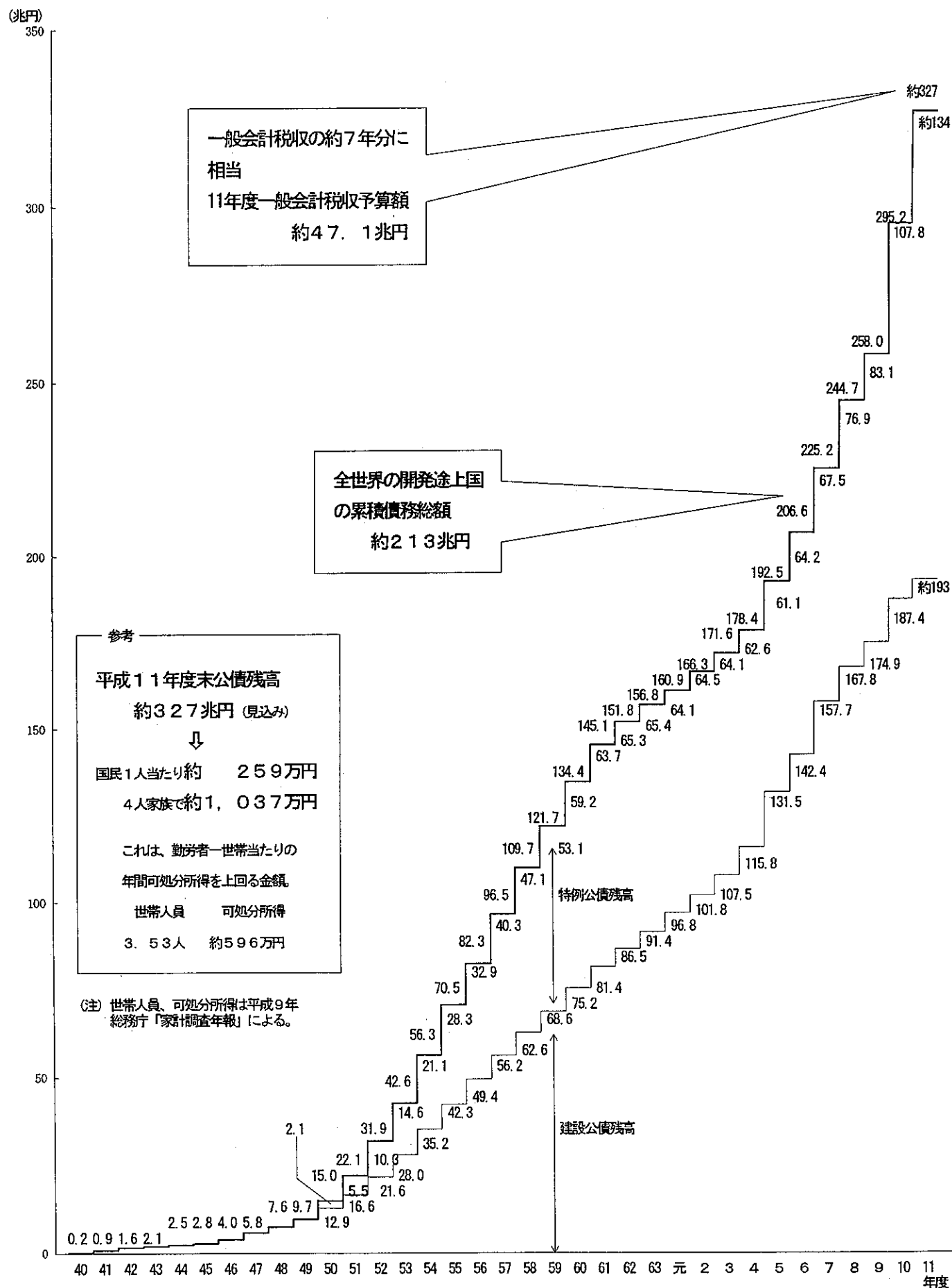
税 制 ・ 財 政 関 係 資 料

目 次

・ 公債残高の累増	1
・ 利払費及び利払費率の推移	2
・ 税収（地方交付税除き）と公債発行額の比較	3
・ 国及び地方の長期債務残高	4
・ 国及び地方の財政収支（国際比較）	5
・ 国及び地方の債務残高（国際比較）	6
・ 財政構造改革を進めるに当たっての基本的考え方（中期財政試算）	7
・ 行政改革への取り組み	11
・ 国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について	12
・ 所得・消費・資産等の税収構成額の推移（国税）	16
・ 国税収入の構成の推移	17
・ 名目GDP伸率及び税収弾性値の推移	18
・ 国民負担率と財政赤字（対国民所得比）	19
・ 主要国における国民負担率の推移（国＋地方）	20
・ 国民負担率の内訳の国際比較（国＋地方）	21
・ 主要国における租税負担率の推移（国＋地方）	22
・ 税収構成比の推移の国際比較（国＋地方）	23
・ 海外送金を利用した簿外資産形成の例	24
・ 国外送金等に係る調書提出制度	25
・ 個人所得課税の国際比較	26
・ 所得税の国際比較	27
・ 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）	28
・ 日本及び諸外国における所得税について（未定稿）	29
・ 日本と主要諸外国の所得税の課税最低限（未定稿）	30
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	31
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	33

・ 平成11年度法人課税の減税の概要	34
・ 法人税率の推移	35
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	36
・ 法人所得課税の税率（基本税率）の国際比較	37
・ 消費課税の概要（国税）	38
・ 税収（国税・地方税）に占める消費課税の割合	39
・ 主要課税物品の税負担割合の国際比較	40
・ 消費税の歩み（未定稿）	41
・ 消費税の概要	42
・ 消費税の福祉目的化	46
・ 消費税の用途	47
・ 諸外国における消費税（付加価値税）の標準税率	48
・ 消費税制度改正の歩み	49
・ 酒税の課税実績	50
・ 昭和59年度以降の酒類の消費動向	51
・ 酒税の税率	52
・ たばこ税等の税率	53
・ 主な紙巻たばこの税負担割合等	54
・ 特定財源等の概要	55
・ 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算）	56
・ O E C D諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税	57
・ 印紙税の概要	58
・ 相続税の基本的仕組み	59
・ 相続税の主な改正	60
・ 相続税の階級別の課税状況等	61
・ 相続税の課税状況の推移	62
・ 主要諸外国の相続税の負担率	63
・ 主要諸外国における相続税の概要	64
・ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の概要	65
・ 取引相場のない株式の評価方法	66

公債残高の累増 (平成11年度予算)



(注) 1. 公債残高は各年度の3月末現在額。11年度は見込みで、12年度借換債の11年度内前倒発行分を含まない。
2. 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務の一般会計承継分を含む。

利払費及び利払費率の推移

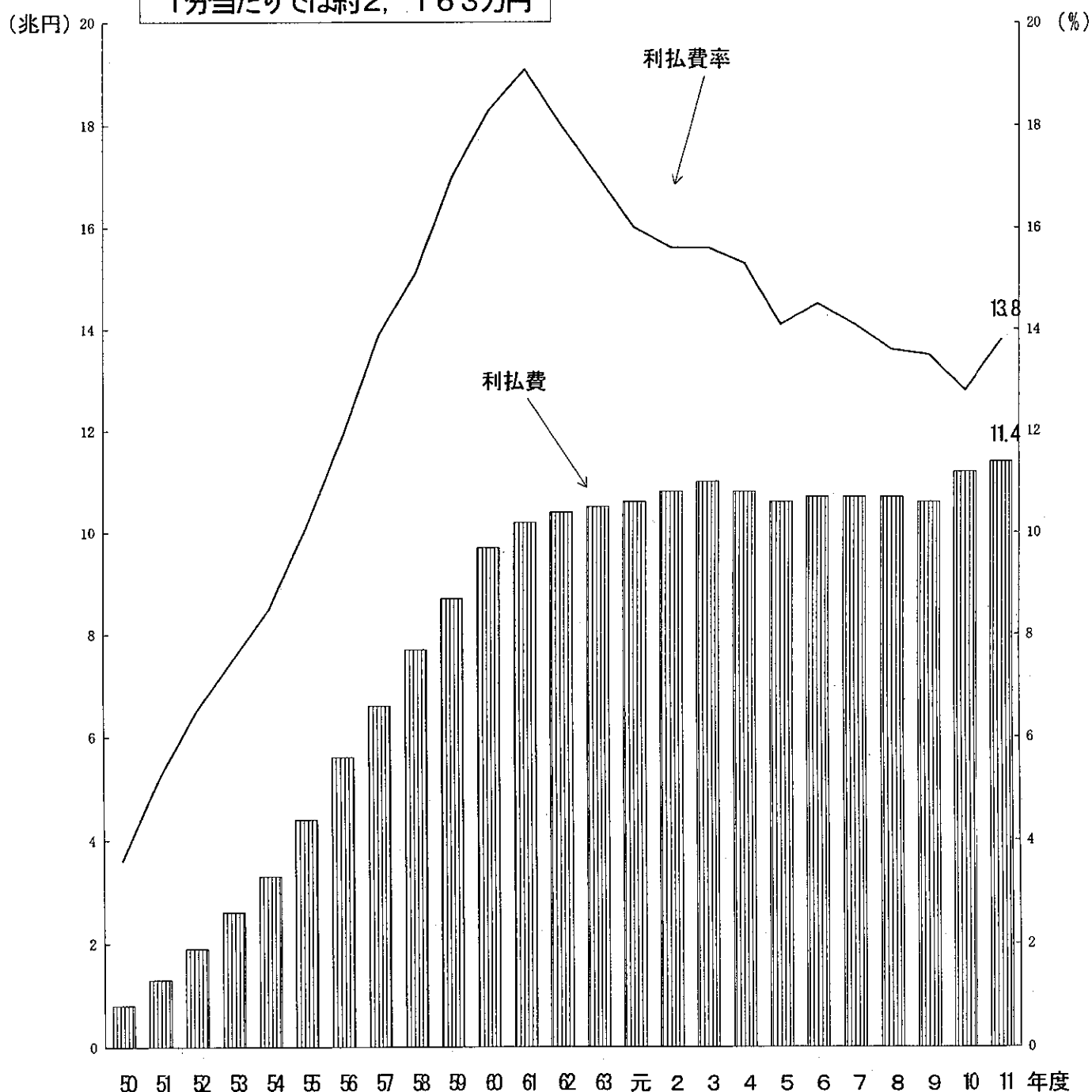
平成11年度一般会計利払費
約11.4兆円



1日当たり約311億円

1時間当たりでは約13億円

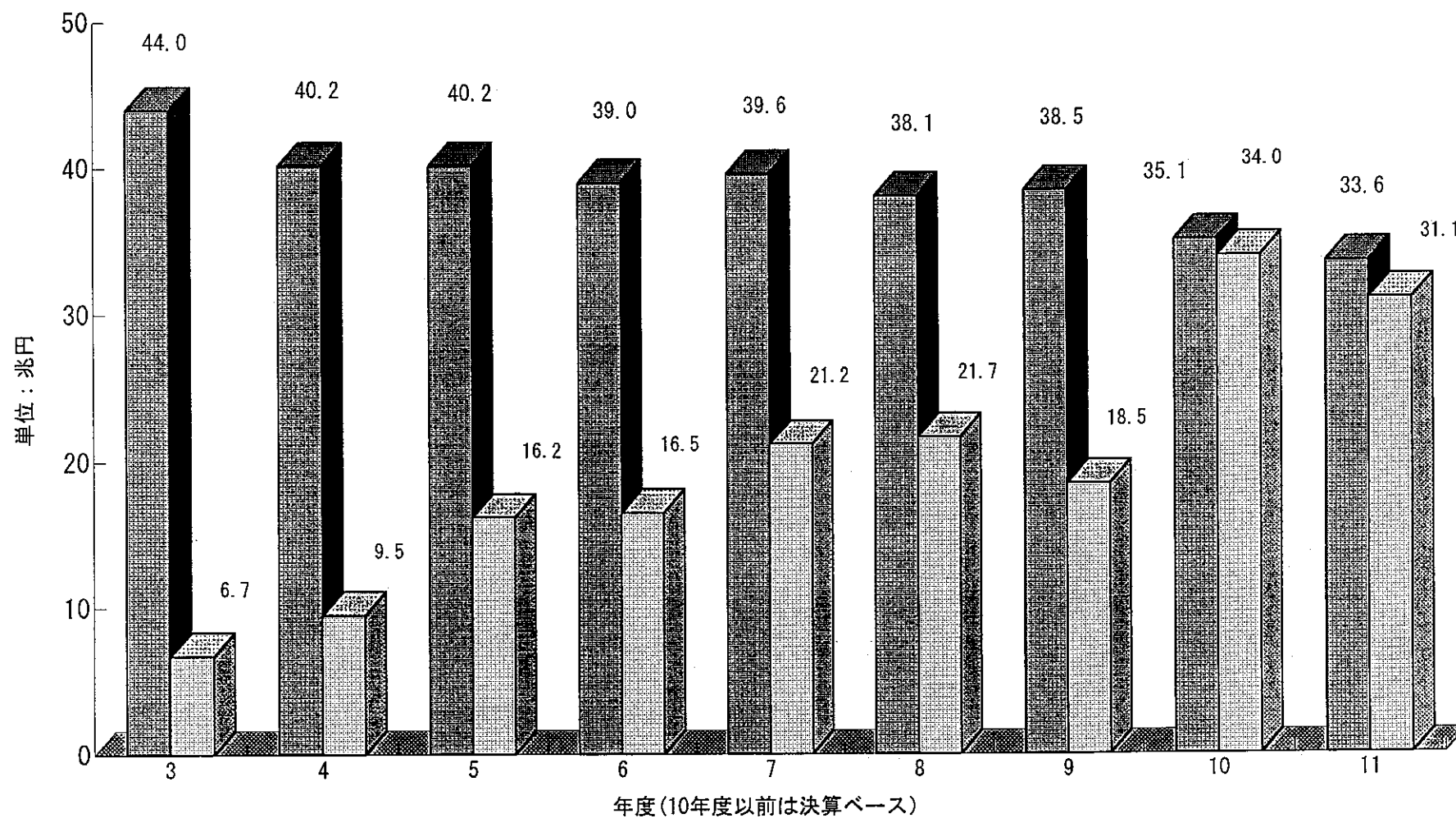
1分当たりでは約2,163万円



(注) 9年度以前は決算、10年度は第3次補正後予算、11年度は補正後予算

税収(地方交付税除き)と公債発行額の比較

税収(地方交付税交付金除き)
 公債発行額



(注) 11年度の地方交付税交付金は地方特例交付金を含む

○ 国及び地方の長期債務残高 (平成11年6月)

(単位：兆円)

	9年度末 (実績)	10年度末 (当初)	10年度末 (3次補正後)	11年度末
国	357程度	389程度	412程度	446程度
普通国債残高	258程度	279程度	299程度	327程度
地方	150程度	156程度	166程度	176程度
国と地方の重複分	▲15程度	▲16程度	▲18程度	▲22程度
国・地方合計	492程度	529程度	561程度	600程度
対GDP比	97.4%	107.0%	113.4%	120.9%

(注) 1. GDPは、10年度は速報値。11年度は政府経済見通しによる。

2. 10年度末の国の長期債務残高及び普通国債残高は、それぞれ実績ベースでは、408兆円程度、295兆円程度となる。

国及び地方の財政収支 (OECD/エコノミック・アウトルック [65号 (1999年 6月)])

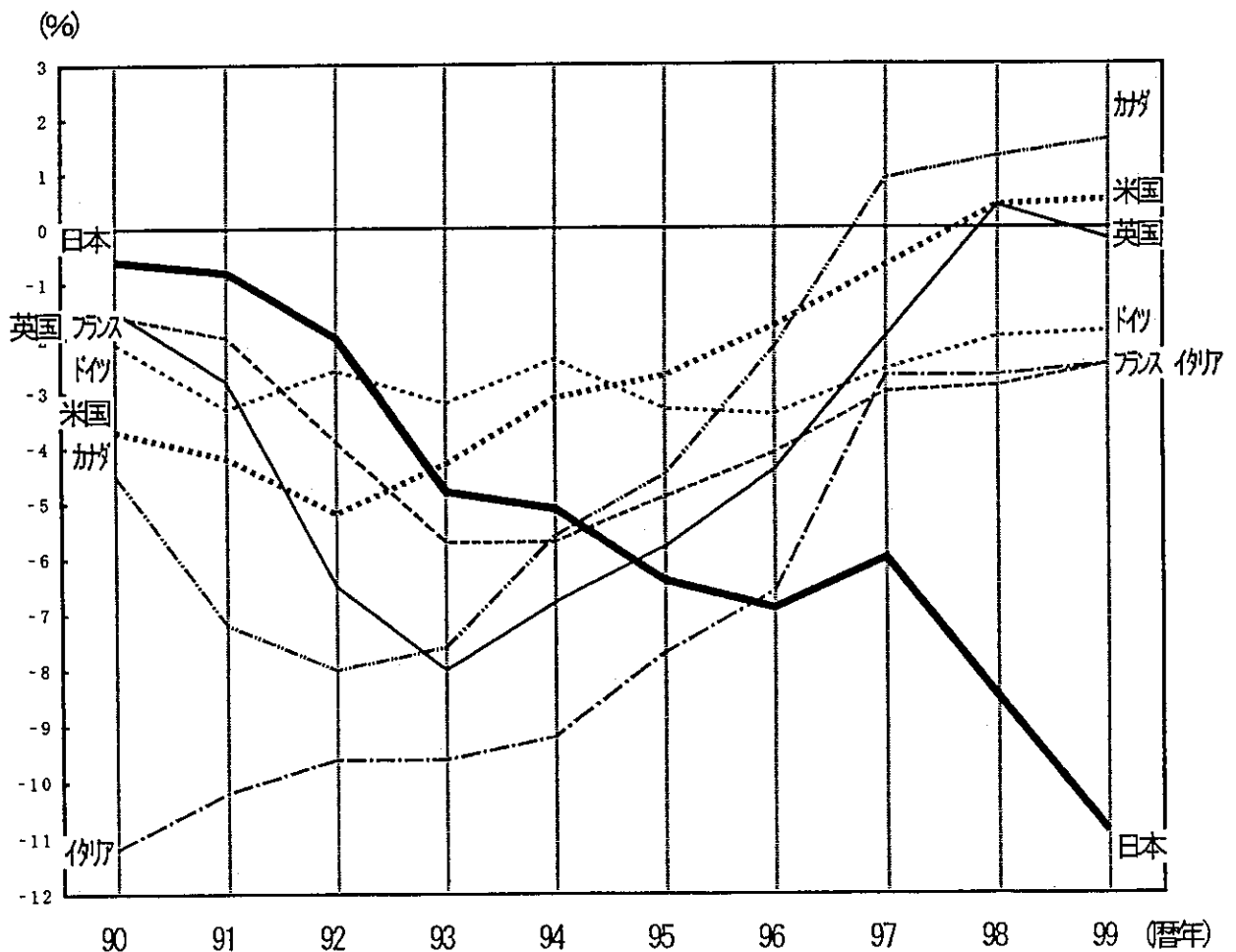
(GDP比, %)

(暦 年)	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
日 本	▲0.6	▲0.8	▲2.0	▲4.8	▲5.1	▲6.4	▲6.9	▲6.0	▲8.5	▲10.9
米 国	▲3.7	▲4.2	▲5.2	▲4.3	▲3.1	▲2.7	▲1.8	▲0.7	0.4	0.5
英 国	▲1.5	▲2.8	▲6.5	▲8.0	▲6.8	▲5.8	▲4.4	▲2.0	0.4	▲0.2
ドイツ	▲2.1	▲3.3	▲2.6	▲3.2	▲2.4	▲3.3	▲3.4	▲2.6	▲2.0	▲1.9
フランス	▲1.6	▲2.0	▲3.9	▲5.7	▲5.7	▲4.9	▲4.1	▲3.0	▲2.9	▲2.5
イタリア	▲11.2	▲10.2	▲9.6	▲9.6	▲9.2	▲7.7	▲6.6	▲2.7	▲2.7	▲2.5
カナダ	▲4.5	▲7.2	▲8.0	▲7.6	▲5.6	▲4.5	▲2.2	0.9	1.3	1.6

※ 修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は、実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値、仮にこれを含めれば以下のとおり。

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
日 本	2.9	2.9	1.5	▲1.6	▲2.3	▲3.6	▲4.2	▲3.4	▲6.0	▲8.7
米 国	▲2.7	▲3.3	▲4.4	▲3.6	▲2.3	▲1.9	▲0.9	0.4	1.7	1.9

※ 日本政府審計による国及び地方の財政収支の対GDP比(年度)は、98年度 ▲9.8、99年度 ▲9.2



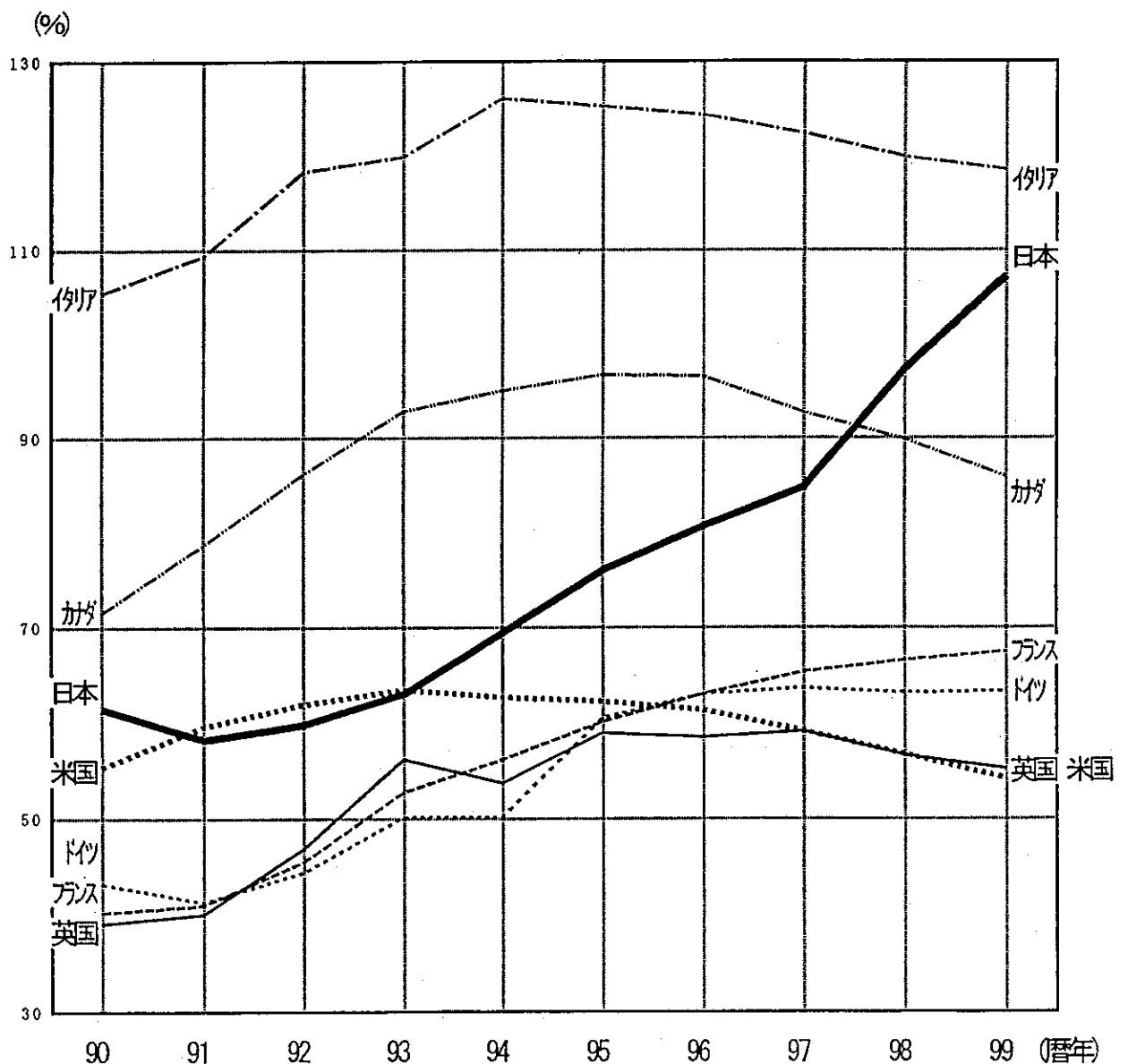
国及び地方の債務残高 (OECD/エコノミック・アウトルック [65号 (1999年 6月)])

(グロス)

(GDP比 %)

(暦 年)	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
日 本	61.4	58.2	59.8	63.0	69.4	76.0	80.6	84.7	97.3	107.2
米 国	55.3	59.5	61.9	63.4	62.6	62.2	61.3	59.1	56.7	54.2
英 国	39.1	40.1	46.9	56.2	53.7	58.9	58.5	59.1	56.6	55.2
ドイツ	43.2	41.3	44.4	50.1	50.2	60.5	63.0	63.6	63.1	63.3
フランス	40.2	41.0	45.5	52.7	56.1	60.1	63.0	65.3	66.5	67.4
イタリア	105.4	109.3	118.3	119.9	126.1	125.2	124.3	122.4	119.9	118.5
カナダ	71.5	78.6	86.1	92.8	95.0	96.7	96.5	92.7	89.8	85.9

※ 日本政府推計による国及び地方の債務残高の対GDP比(年度)は、98年度末 111.7、99年度末 119.8



財政構造改革を進めるに当たっての基本的考え方

平成11年1月
大蔵省

1. (財政構造改革法の凍結)

我が国の経済情勢は、個人消費が低調であるほか、設備投資も大幅に減少するなど、景気の低迷状態が長引き、極めて厳しい状況にあり、これを踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、まずは、景気回復に向け全力を尽くすため、平成10年12月、財政構造改革の推進に関する特別措置法は、当分の間、凍結することとされた。

2. (平成11年度予算)

平成11年度予算は、平成10年度第3次補正予算と一体的にとらえ、年度末から年度始めにかけて切れ目なく施策を実施すべく、いわゆる15か月予算の考え方の下、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点に立ち、公共事業関係費等については必要な伸びを確保する一方、財政構造改革の基本的な考え方は維持することとし、限られた財源の中で経費の一層の合理化・効率化・重点化を図り、編成したところである。歳出面については、一般歳出の規模は前年度当初予算に対して5.3%の増加とし、また、歳入の基幹たる税制については、所得税及び法人税について恒久的な減税等を実施することとした。この結果、平成11年度予算における公債発行予定額は前年度当初予算より約15.5兆円増加し、約31兆円となり、公債依存度は前年度当初予算に比べ17.9ポイント増加し、37.9%となった。

3. (財政の現状)

我が国財政は、平成11年度末において、公債残高が約327兆円に達する見込みである。他方、こうした中で、社会保障関係費について、急速な高齢化に伴いその増大が見込まれることに加え、創造的で活力に富んだ国家を目指した科学技術の振興や着実な社会資本の整備等様々な財政需要にも適切に応えていく必要がある。また、地方の財政事情についても、税収は大幅に落ち込み、巨額の財源不足が見込まれている。このように、我が国財政を巡る状況は危機的であると言わざるを得ない。

4. (国民負担率)

平成11年度の国民負担率は36.6%程度と推計されるが、財政赤字を考慮すれば、潜在的な国民負担率は48.6%程度となる。今後の高齢化の進展等を考慮すると、財政赤字を除いた国民負担率は長期的にはある程度上昇することにならざるを得ないが見込まれているが、これを極力抑制していくことが必要である。また、世代間の公平という観点からは、将来世代への負担の先送りとなる財政赤字を含めた国民負担率を抑制する必要がある。このため、公的部門の歳出規模の増大を極力抑えるとともに、公債残高

の累増を抑制し、将来の国債の償還・利払い負担の軽減を図ることが必要である。

5. (財政構造改革を進めるに当たっての考え方)

21世紀の我が国経済社会を健全で活力あるものとして、安心して豊かな福祉社会を実現していくためには、財政の健全化を図り、様々な政策要請に十分に対応できる財政構造を構築していく必要がある。また、今や主要先進国においても、このことは共通の課題であり、各国とも目標を掲げて果敢に取り組んでいるところである。我が国の将来の世代、社会の変化を考えると、財政構造改革は必ず実現しなければならないが、これについては、我が国経済が回復軌道に乗った段階において、改めて21世紀の初頭における財政・税制の課題として、根本的な視点から必要な措置をとらなければならない。

〔平成11年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、中期的財政運営の検討の手掛かりとして、今後の財政事情を機械的に試算すると、別添のとおりである。〕

本試算は、平成15年度（2003年度）までの財政事情を、一定の仮定の下に機械的に試算したものである。本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は、試算の前提等に応じ変化するものである。

中期財政試算（平成10年度～平成15年度）
（名目成長率1.75%を前提）

（単位：兆円、%）

			10年度 1998年度	11年度 1999年度	12年度 2000年度	13年度 2001年度	14年度 2002年度	15年度 2003年度
出	国債費	2%	17.3	(14.9) 19.8	(▲7.7) 18.3	(0.8) 18.4	(4.3) 19.2	(5.5) 20.3
		1%			(▲7.8) 18.3	(0.6) 18.4	(4.1) 19.2	(5.1) 20.1
		0%			(▲7.8) 18.3	(0.5) 18.4	(3.8) 19.1	(4.8) 20.0
	地方交付税等		15.9	(▲14.8) 13.5	(11.3) 15.1	(6.1) 16.0	(0.3) 16.0	(2.0) 16.3
	一般歳出	2%	44.5	(5.3) 46.9	(2.0) 47.8	(2.0) 48.8	(2.0) 49.8	(2.0) 50.8
		1%			(1.0) 47.4	(1.0) 47.8	(1.0) 48.3	(1.0) 48.8
		0%			(0.0) 46.9	(0.0) 46.9	(0.0) 46.9	(0.0) 46.9
	決算調整資金繰戻し		—	1.6	—	—	—	—
	計	2%	77.7	(5.4) 81.9	(▲0.8) 81.2	(2.5) 83.2	(2.2) 85.0	(2.8) 87.4
		1%			(▲1.4) 80.7	(1.9) 82.2	(1.6) 83.5	(2.1) 85.3
		0%			(▲2.0) 80.2	(1.3) 81.2	(0.9) 82.0	(1.5) 83.2

入 (公債金除き)	税	58.5	(▲19.5) 47.1	(0.5) 47.4	(4.0) 49.3	(2.1) 50.3	(1.5) 51.1
	その他収入	3.6	(2.8) 3.7	(▲20.5) 2.9	(1.9) 3.0	(1.9) 3.0	(▲4.7) 2.9
	計	62.1	(▲18.2) 50.8	(▲1.0) 50.3	(3.9) 52.3	(2.1) 53.4	(1.1) 54.0

歳出－歳入 (公債金除き)	公債金収入	2%	15.6	(99.6) 31.1	(▲0.5) 30.9	(0.1) 30.9	(2.3) 31.6	(5.6) 33.4
		1%			(▲2.1) 30.4	(▲1.5) 29.9	(0.6) 30.1	(3.9) 31.3
		0%			(▲3.6) 29.9	(▲3.2) 29.0	(▲1.2) 28.6	(2.2) 29.2

（参考）

公債依存度（%）	38.6	37.9	37.3～38.0	35.7～37.2	34.9～37.2	35.1～38.2
公債残高（兆円）	299	327	354～355	379～382	403～409	429～439
公債残高の対GDP比（%）	60.5	65.9	70.1～70.3	73.8～74.4	77.2～78.3	80.6～82.5

（注）1. 国債費 …… 経済成長率に応じ金利を仮置きして推計。

2. 地方交付税等 …… 地方交付税（法定率分（名目成長率×弾性値1.2（11年度税制改正の影響等を調整）を用いて推計。）+特例措置分）+地方特例交付金

3. 一般歳出 …… 12年度以降については、0%、1%、2%で伸ばした額を仮置き。

4. 税収 …… 名目成長率×弾性値1.1（11年度税制改正の影響等を調整）を用いて推計（税制改正以外の税別の税収変動要因については見込んでいない）。

5. その他収入 …… 名目成長率等を用いて推計。

6. 公債金収入 …… 各年度における歳出・歳入ギャップを全て公債発行により補うと仮定して計上。

7. 10年度は当初予算額（但し、公債依存度、公債残高、公債残高の対GDP比については3次補正後。）

8. 12年度以降の公債依存度、公債残高、公債残高の対GDP比の各額は、一般歳出の伸率に応じて推計された計数の最大値と最小値の範囲を示している。

9. () 書は対前年度伸率。

本試算は、平成15年度（2003年度）までの財政事情を、一定の仮定の下に機械的に試算したものである。本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は、試算の前提等に応じ変化するものである。

中 期 財 政 試 算（平成10年度～平成15年度）
（名目成長率3.5%を前提）

（単位：兆円、％）

			10年度 1998年度	11年度 1999年度	12年度 2000年度	13年度 2001年度	14年度 2002年度	15年度 2003年度
歳 出	国 債 費	2%	17.3	(14.9) 19.8	(▲3.9) 19.1	(5.1) 20.0	(8.8) 21.8	(8.9) 23.7
		1%			(▲3.9) 19.1	(4.9) 20.0	(8.5) 21.7	(8.4) 23.5
		0%			(▲4.0) 19.0	(4.7) 19.9	(8.2) 21.6	(8.0) 23.3
	地 方 交 付 税 等		15.9	(▲14.8) 13.5	(15.1) 15.6	(7.9) 16.8	(2.1) 17.1	(3.6) 17.8
	一 般 歳 出	2%	44.5	(5.3) 46.9	(2.0) 47.8	(2.0) 48.8	(2.0) 49.8	(2.0) 50.8
		1%			(1.0) 47.4	(1.0) 47.8	(1.0) 48.3	(1.0) 48.8
		0%			(0.0) 46.9	(0.0) 46.9	(0.0) 46.9	(0.0) 46.9
	決 算 調 整 資 金 繰 戻 し		—	1.6	—	—	—	—
	計	2%	77.7	(5.4) 81.9	(0.7) 82.5	(3.8) 85.6	(3.6) 88.7	(4.0) 92.2
		1%			(0.1) 82.0	(3.2) 84.6	(3.0) 87.1	(3.4) 90.1
		0%			(▲0.5) 81.5	(2.6) 83.6	(2.4) 85.6	(2.7) 88.0

歳 入 (公債金除き)	税	58.5	(▲19.5) 47.1	(2.4) 48.3	(6.0) 51.1	(4.1) 53.2	(3.4) 55.0
	そ の 他 収 入	3.6	(2.8) 3.7	(▲19.4) 3.0	(3.4) 3.1	(3.4) 3.2	(▲3.0) 3.1
	計	62.1	(▲18.2) 50.8	(0.8) 51.2	(5.8) 54.2	(4.0) 56.4	(3.0) 58.1

歳 出 — 歳 入 (公債金除き)	公 債 金 収 入	2%	15.6	(99.6) 31.1	(0.5) 31.2	(0.5) 31.4	(2.9) 32.3	(5.7) 34.1
		1%			(▲1.0) 30.7	(▲1.1) 30.4	(1.1) 30.7	(3.9) 31.9
		0%			(▲2.6) 30.3	(▲2.8) 29.4	(▲0.7) 29.2	(2.2) 29.8

（参考）

公 債 依 存 度 (%)	38.6	37.9	37.1～37.9	35.2～38.7	34.1～38.4	33.9～37.0
公 債 残 高 (兆 円)	299	327	355～356	380～383	405～411	431～441
公 債 残 高 の 対 G D P 比 (%)	60.5	65.9	69.0～69.2	71.5～72.0	73.8～74.7	75.8～77.4

- （注）1. 国 債 費 …… 経済成長率に応じ金利を仮置きして推計。
 2. 地 方 交 付 税 等 …… 地方交付税（法定率分（名目成長率×弾性値1.2（11年度税制改正の影響等を調整）を用いて推計。）＋特例措置分）＋地方特例交付金
 3. 一 般 歳 出 …… 12年度以降については、0%、1%、2%で伸ばした額を仮置き。
 4. 税 収 …… 名目成長率×弾性値1.1（11年度税制改正の影響等を調整）を用いて推計（税制改正以外の個別の税収変動要因については見込んでいない）。
 5. そ の 他 収 入 …… 名目成長率等を用いて推計。
 6. 公 債 金 収 入 …… 各年度における歳出・歳入ギャップを全て公債発行により補うと仮定して計上。
 7. 10年度は当初予算額（但し、公債依存度、公債残高、公債残高の対GDP比については3次補正後。）
 8. 12年度以降の公債依存度、公債残高、公債残高の対GDP比の各欄は、一般歳出の伸率に応じて推計された計数の最大値と最小値の範囲を示している。
 9. () 書は対前年度伸率。

行政改革への取り組み

(国の行政機関等の減量、効率化等関係)

○ 事務・事業合理化

(5 事務事業の廃止・民営化等、民間委託、規制緩和等)

○ 独立行政法人化

(89 事務事業の独立行政法人化)

○ 組織整理等

(官房及び局の整理 (128→96)、内部部局の組織整理 (課室約 1200→1000 程度)、地方支分部局・特殊法人の整理合理化等)

○ 定員削減

(計画的削減 (少なくとも 10%) 及び独立行政法人化等により、国家公務員数を 10 年間で 25%削減)

新 聞 発 表

平成11年 9月13日

大 蔵 省

国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について

大蔵省では、各省庁が所管している行政財産等について、随時、使用状況等の実態調査を行ってきたが、国有財産の情報公開の一層の充実及び資産の売却と転用を推進するため、更に詳細な調査（行政財産等の使用状況実態調査及び未利用国有地等の総点検）を実施し、今般、平成10年度分の結果をとりまとめたところである。

今回は、地域や対象が限定されていた従来のものとは異なり、悉皆的な調査を実施するとともに、情報公開のため、一件別の処理計画等を開示することとした。

行政財産等の使用状況実態調査については、3か年計画で実施するとともに、処理計画のフォローアップを徹底し、その結果については同様に公表する予定である。

なお、調査対象の全行政財産について、所在地並びに使用状況等の1件別情報を来年度の早い時期からインターネット上で公表する予定である。

1. 行政財産等の使用状況実態調査

1. 調査対象

各省庁が所管する行政財産（公用財産、企業用財産）及び特別会計（特定国有財産整備特別会計を除く。）所属普通財産、35千口座、78,659km²について、3か年計画（平成10年度～12年度）で実施。

平成10年度においては、東京都23区及び道府県庁所在都市に所在する行政財産等13,770件、1,442km²について調査を実施。

2. 調査期間

平成10年7月から平成11年6月

3. 調査方法

(1) 調査対象財産の使用状況等を調査し、その結果、

イ： 国の事務、事業の用に供されなくなったことにより現在未使用となっているもの又は調査時点では使用されているが、当該使用官署において将来未使用となることが確実に見込まれるもの

ロ： 施設の適正規模、容積率等からみて、敷地の利用度が低く、施設の現況（配置、老朽度）から当該施設を集約立体化又は他の施設に統合する必要があるもの

ハ： 周辺の状況及び施設の機能からみて、現在地にあることが必ずしも必要と認められないもので、これを他に移転再配置し、その跡地を他の用途に転用することが適当と認められるもの

については、「有効に利用する必要が認められた財産」として判定する。

(2) 更に、当該「有効に利用する必要が認められた財産」を、①引き続き国が利用することが適当と認められるもの（国の利用）と、②国以外の者が利用することが適当と認められるもの（国以外の利用）に区分し、効率的な利用を図るための処理計画を策定する。

4. 調査結果

別紙1のとおり。

5. 今後の進め方

- (1) 上記の処理計画の内容については、各省庁に通知するとともに、全件をインターネット等により公表する。
- (2) 処理計画において、
 - ・ 国の利用が適当と認められる財産については、各省庁における庁舎等の集約立体化、移転再配置等を促し、効率的な使用を更に徹底する。
 - ・ 国以外の利用が適当と認められる財産については、売払い等により国以外の者による活用を図る。
 - ・ 今後、毎年各省庁から処理の進捗状況等について報告を受け、処理未済となっている財産については、早期処理を要請していく。

II. 未利用国有地等の総点検

1. 点検対象

大蔵省が所管する一般会計所属普通財産のうち、未利用国有地及び管理委託中の財産、
14,016件、42km²。

2. 点検期間

平成10年7月から平成11年6月

3. 点検方法

- (1) 「公用、公共用に利用する財産」と「それ以外の財産」に区分する。
- (2) 「それ以外の財産」は更に「処分対象財産」と「処分困難財産」に区分する。

4. 点検結果

別紙2のとおり。

5. 今後の進め方

- (1) 上記の点検結果については、全件をインターネット等により公表する。
- (2) 点検の結果において、
 - ・ 「公用、公共用に利用する財産」については、地方公共団体等に対し、早期に利用計画の実現を図るよう積極的に働きかけを行い、その処理の具体化に努める。
 - ・ 「それ以外の財産」のうち「処分対象財産」については、一般競争入札や価格公示売却等により処分の促進を図る。なお、「処分困難財産」についても、所要の処理を行った上で順次処分する。

行政財産等の使用状況実態調査結果(平成10年度調査分)の集計表

1. 調査概要

(単位:件、千㎡、億円)

	全 体			うち東京23区		
	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
調査実施財産	13,770	1,442,856	122,922	1,764	21,797	46,939
有効に利用する必要が認められた財産	4,810	15,906	17,634	375	1,534	7,247
イ	1,757	7,736	6,848	138	782	3,219
ロ	2,942	7,753	10,325	233	723	3,879
ハ	111	417	460	4	28	149

2. 効率的な利用を図るための処理計画

国 の 利 用	1,540	7,379	8,891	108	630	3,723
(うち、現所在地建替)	903	5,214	7,455	64	489	2,953
国以外の利用	3,471	8,527	8,742	275	903	3,524
(うち、売払分)	3,037	8,052	8,659	240	896	3,523
計	5,011	15,906	17,634	383	1,534	7,247

(注)1. 1件の財産について複数の処理計画を策定した場合があるため、有効に利用する必要が認められた財産の件数と効率的な利用を図るための件数は一致しない。

2. 面積、台帳価格は、単位未満切捨て。

平成10年度末現在における未利用国有地等（大蔵省所管一般会計所属普通財産）の総点検結果

(単位: 件、千㎡、億円)

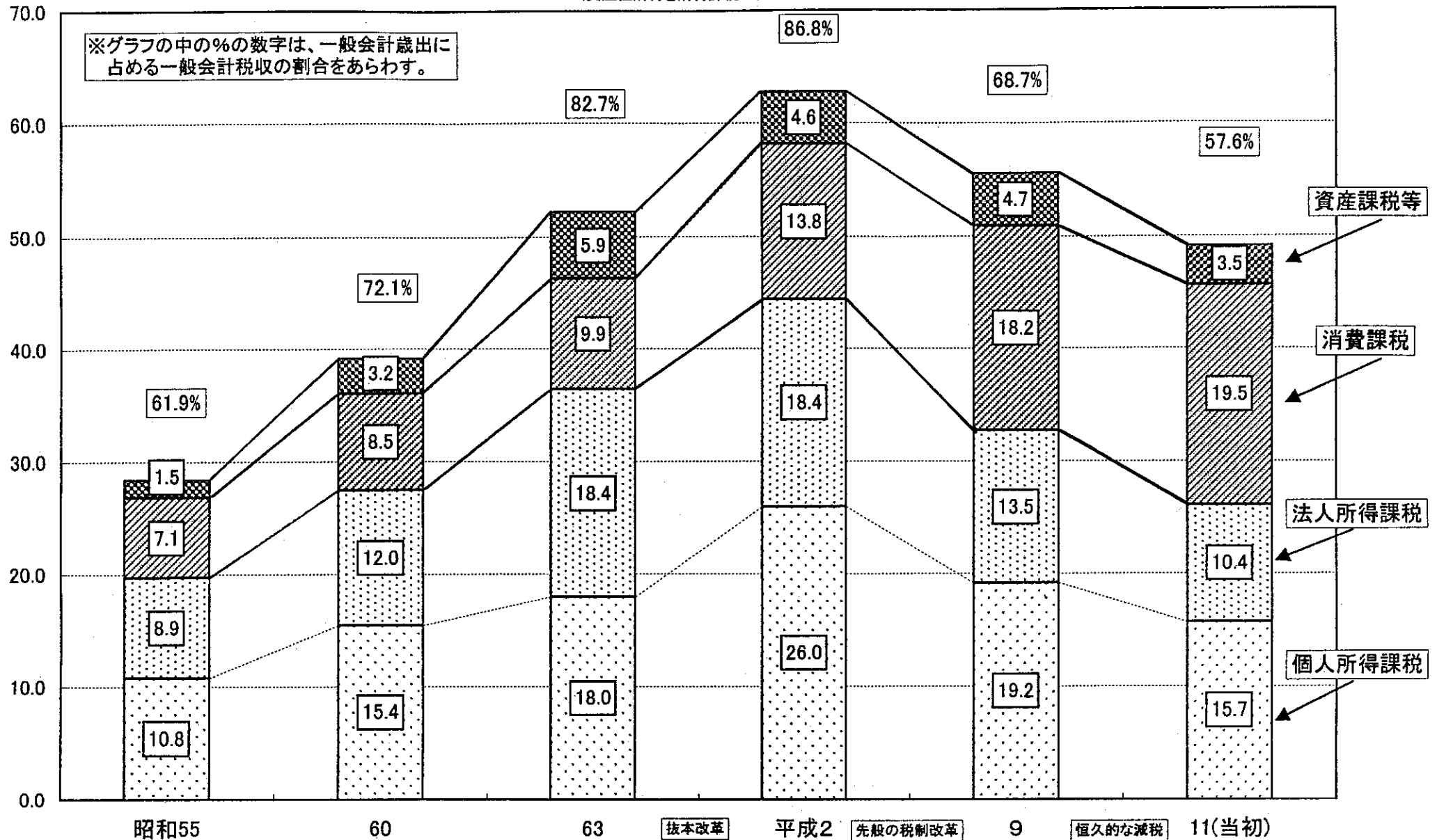
区 分 管理態様	公用、公共用に 利 用 す る 財 産			そ れ 以 外 の 財 産						計		
				処 分 対 象 財 産			処 分 困 難 財 産					
	件 数	面 積	台帳価格	件 数	面 積	台帳価格	件 数	面 積	台帳価格	件 数	面 積	台帳価格
未 利 用 国 有 地	980	4, 988	2, 132	10, 102	7, 739	10, 737	458	445	223	11, 540	13, 173	13, 092
管理委託中の 財 産	410	27, 506	784	1, 888	1, 715	3, 674	178	473	425	2, 476	29, 695	4, 883
計	1, 390	32, 495	2, 916	11, 990	9, 454	14, 411	636	919	648	14, 016	42, 869	17, 976

- (注) 1 「未利用国有地」とは、単独利用困難なものを除く宅地、宅地見込地で現に未利用となっているもの。
 2 「管理委託中の財産」とは、処分等を行うまでの間の有効利用を図るため、地方公共団体等に管理を委託しているもの。
 3 「公用、公共用に利用する財産」とは、国及び地方公共団体等の具体的な利用予定のほか、将来において公用、公共用の利用に充てることが適当と認められるもの。
 4 「処分対象財産」とは、「公用、公共用に利用する財産」及び「処分困難財産」以外のもの。
 5 「処分困難財産」とは、境界等係争中のもの、接面道路が建築基準法の基準に満たないものなどで、直ちに処分が困難なもの。
 6 面積、台帳価格は、単位未満切捨て。

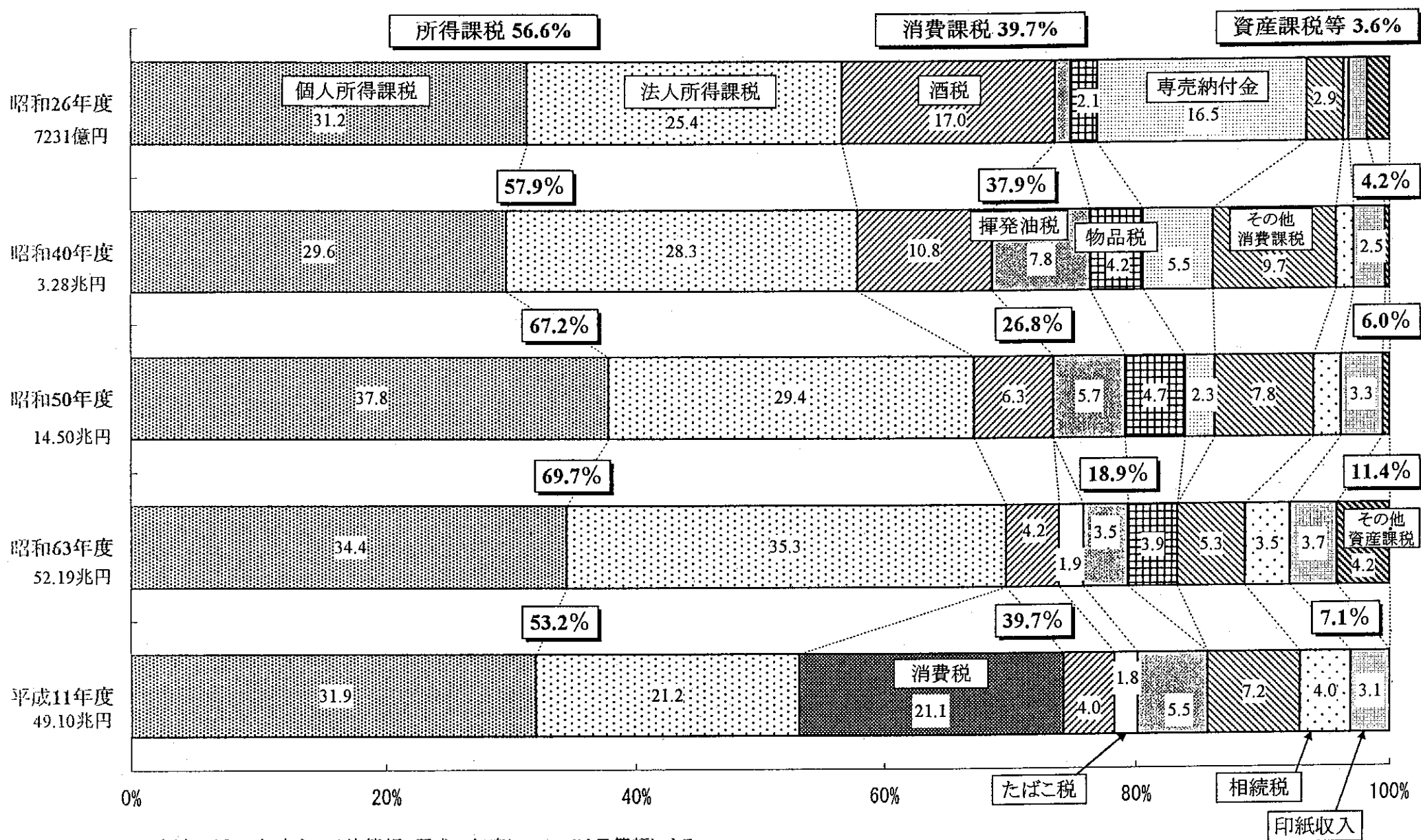
所得・消費・資産等の税收構成額の推移(国税)

(兆円)

(資産性所得を所得課税に含めた場合)



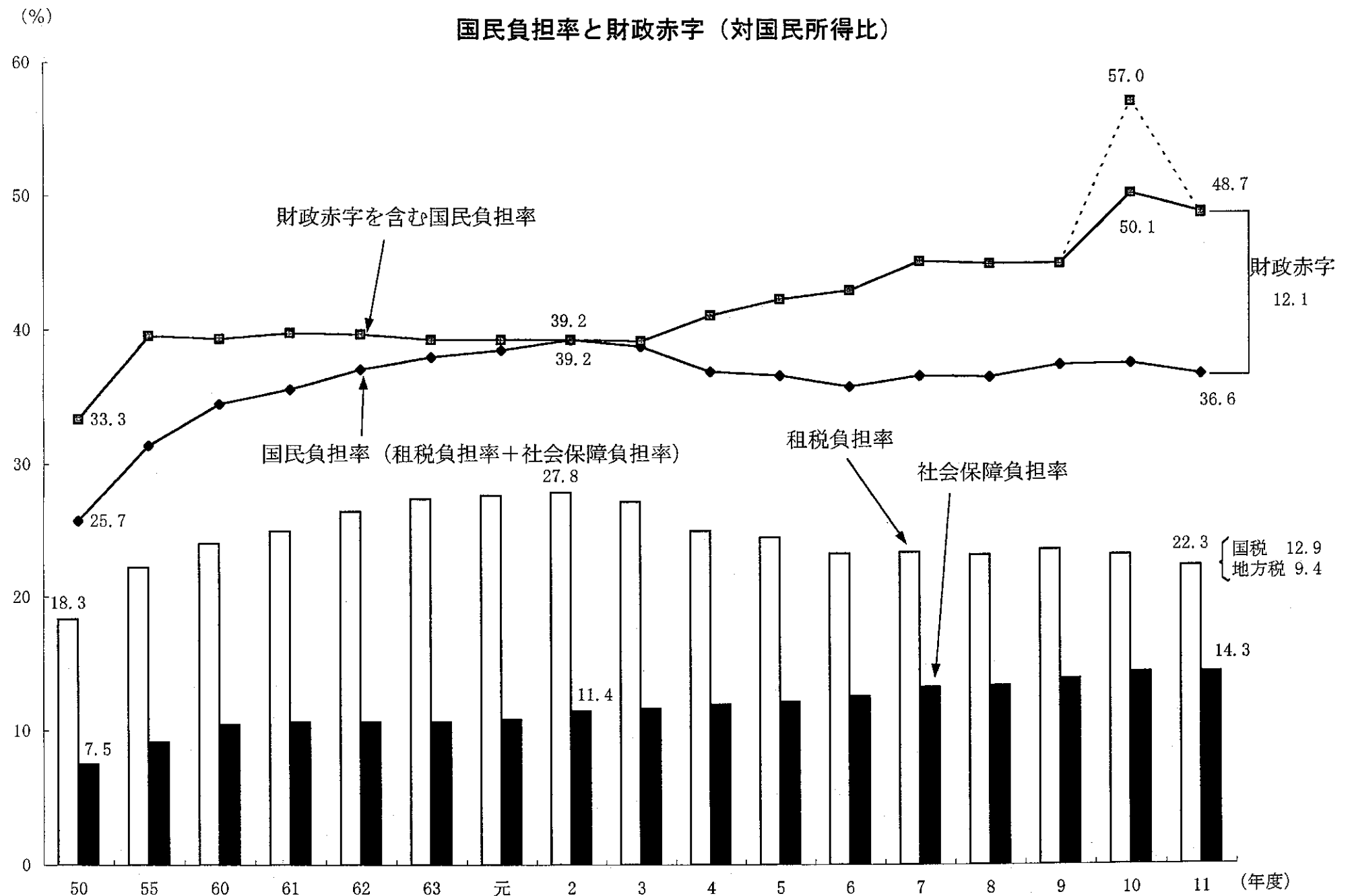
国税収入の構成の推移



名目GDP伸率及び税収弾性値の推移

	名目GDP伸率	税収弾性値
昭和50年度	10.0%	▲ 0.35
51	12.4	0.99
52	11.0	1.13
53	9.7	1.03
54	8.0	1.80
55	9.0	1.21
56	6.2	0.53
57	4.8	0.83
58	4.5	1.31
59	6.8	1.09
60	6.3	0.89
61	4.6	1.91
62	4.8	3.33
63	6.8	1.96
平成 元	7.1	1.48
2	8.0	1.03
3	5.6	0.04
4	1.9	▲ 5.21
5	1.0	▲ 1.30
6	0.4	5.75
7	2.3	1.04
8	2.9	0.14
9	0.2	▲ 21.00
10	▲ 2.1	3.24

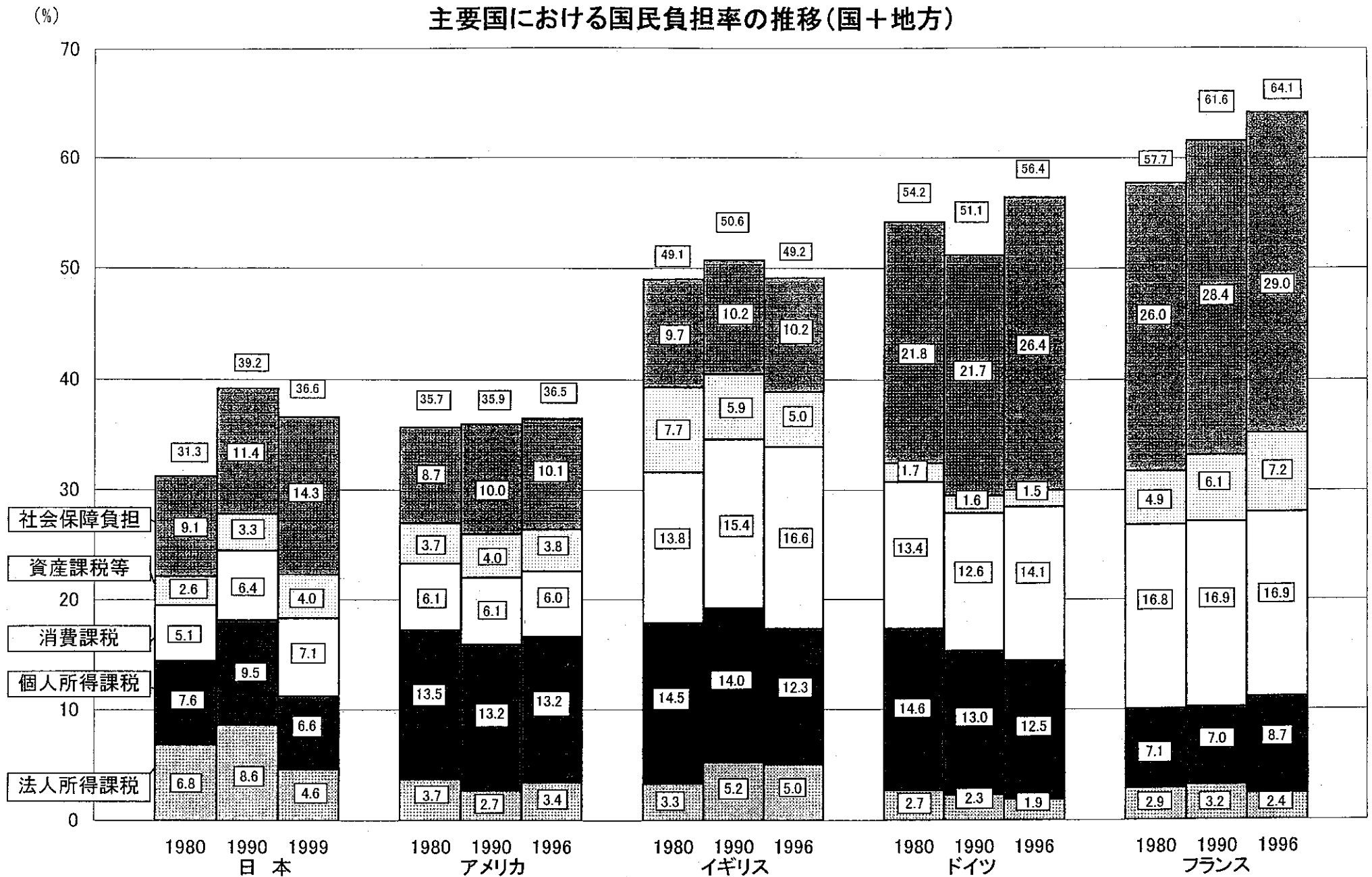
国民負担率と財政赤字（対国民所得比）



(注) 1. 平成9年度までは実績、平成10年度は実績見込み、平成11年度は見込みである。

2. 平成10年度の国民負担率は、財政赤字のうち国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る分を除いたベースが50.1%、これを含むベースが57.0%である。

主要国における国民負担率の推移(国+地方)



(注) 1. 日本は年度、諸外国は暦年の計数。日本の1999年度は予算ベース。

日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1997(OECD)」、「National Accounts(OECD)」等により作成。

2. 所得課税には、資産性所得を含む。